

令和元年度 シンボルマーク使用申請許可状況等について
(2019年9月末現在)

1. 申請許可件数

申請件数：0件

許可件数：0件

2. 申請許可概要（継続中の案件）

【株式会社ヒキダシ】

○ガラス食器ブランド「Fire-king」のマグカップのパッケージに使用

○使用期間：平成30年8月8日から2年間

○申請手数料及び協賛金：第4条第1項ウに該当。

申請手数料1千円、協賛金として売上の5%を請求する。

※協賛金（平成30年4月1日～令和元年6月30日）：4,320円

【一般社団法人知床羅臼町観光協会】

①「知床羅臼写真コンテスト2018」を周知するポスターに使用

○使用期間：平成30年8月28日から5年間

○申請手数料及び協賛金：第4条第1項アに該当。無償とする。

②商談会やイベント会場におけるポスター及びタペストリーに使用

○使用期間：平成30年10月12日から5年間

○申請手数料及び協賛金：第4条第1項アに該当。無償とする。

【知床ファーム株式会社】

○じゃがいもやさつまいも、山わさび等の農産物の原料外箱及び製品袋に使用

○使用期間：平成30年11月15日から2年間

○申請手数料及び協賛金：第4条第2項イに該当。申請手数料1商品につき1千円。

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定（抜粋）

（申請者）

第2条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- (1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- (2) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等
- (3) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者
- (4) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

（使用媒体）

第3条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。

- (1) 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- (2) 農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- (3) ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体

(4) 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

(申請手数料および協賛金)

第4条 シンボルマークの使用を希望する者は、その使用目的や使用媒体に応じ、申請手数料および協賛金を地域連絡会議に拠出すること。申請手数料と協賛金は以下のとおりとする。なお、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を管理運営部会まで送付すること。

(1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該団体等の商品に使用する場合は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や団体等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する場合は1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する場合は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(2) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(3) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、自らの商品等に使用を希望する者

- ア. 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として5万円を拠出すること。
- イ. 農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。
- ウ. ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ. 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。

(使用期限)

第5条 シンボルマークの使用許可期間は次の各号に掲げるいずれかの期間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

- (1) 第4条1項に該当する場合 5年
- (2) 第4条2項、3項に該当する場合 2年

シンボルマーク部会収支状況（令和元年9月30日時点）				
年月日	備考	入金	出金	残高
H22. 6. 8	口座開設のため	10		10
H22. 8. 18			10	0
H22. 8. 31	羅臼漁業協同組合	1,000		1,000
H22. 11. 12	斜里町農業協同組合	3,000		4,000
H23. 6. 29	民宿まるみ	3,000		7,000
H24. 4. 27	(有)丸は宝来水産	3,000		10,000
H24. 4. 27	手数料として事務局（知床財団）会計へ		7,000	3,000
H25. 3. 13	知床羅臼町観光協会	3,000		6,000
H26. 3. 18	手数料として事務局（知床財団）会計へ		6,000	0
H27. 5. 13	(株)丸米産商	3,000		3,000
H29. 8. 18	手数料として事務局（知床財団）会計へ		3,000	0
H30. 3. 19	斜里通運(株)	1,000		1,000
H30. 8. 9	(株)ヒキダシ	1,000		2,000
H30. 11. 16	知床ファーム(株)	8,000		10,000
H31. 4. 20	(株)ヒキダシ	11,040		21,040
R1. 7. 24	(株)ヒキダシ	4,320		25,360